

# 公益財団法人日本レクリエーション協会育成団体規程

## (目的)

第1条 この定めは、公益財団法人日本レクリエーション協会（以下「協会」という。）加盟団体規程第3条第6項の規定に基づき、育成団体に関する必要事項を定めることを目的とする。

## (育成団体の種類)

第2条 育成団体は、レクリエーションスポーツ育成団体、社会教育活動団体とする。

- 2 レクリエーションスポーツ育成団体とは、種目別加盟団体としての要件を満たしてはいるが、当該種目の普及、発展及び定着を目的として活動する団体をいう。
- 3 社会教育活動団体とは、地域におけるスポーツ・文化活動の普及振興団体、又は中学校の部活動地域展開を担う団体・組織をいう。

## (入会)

第3条 育成団体として協会に入会しようとする団体は次の書類を提出し、理事長の承認を得なければならない。

- (1) 入会申請書
  - (2) 団体の定款又はこれに準じる団体の基本的な規約
  - (3) 役員名簿
  - (4) 前年度事業報告書及び決算書、当該年度事業計画書及び収支予算書  
ただし、任意団体で上記の文書を作成していない場合は会計帳簿とする。
  - (5) その他本会が必要と判断した資料
- 2 入会に係る審査基準は別に定める
  - 3 入会承認された育成団体は、第5条に定める入会金をただちに納入しなければならない

## (脱会)

第4条 育成団体が脱退しようとする場合には、脱退願いを協会に提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 育成団体が協会の信用を失墜させる等育成団体として不適切と認める場合は、協会は理事長の承認を経て当該団体を脱退させることができる。

(入会金)

第5条 育成団体は、入会金を納入しなければならない。

- 2 入会金の額は次のとおりとする。
  - (1) レクリエーションナショナルスポーツ育成団体は10,000円とする
  - (2) 社会教育活動団体は1,000円とする
- 3 納入された入会金は返還しない

(義務)

第6条 育成団体は、協会及び地域のレクリエーション協会と相互に連携を図り、広く国民に対してレクリエーションの普及、発展、定着を図らなければならない。

- 2 レクリエーションナショナルスポーツ育成団体は、年会費を納入しなければならない。年会費は10,000円とする。

(変更届)

第7条 育成団体は、第3条第1項に基づき提出した書類に重要な変更があった場合には、ただちに書面をもって協会に届け出なければならない。

(規程の変更)

第8条 本規程の変更(制定・改正・廃止を含む)は、理事長がこれを行うものとする。

付 則

この規程は令和8年4月1日から施行する。